

リズム薬局の管理及び運営に関する事項

許可区分	薬局
開設者	株式会社ファーマン 代表取締役 伊東 雄一
薬局の名称	リズム薬局
所在地	熊本県上益城郡御船町大字豊秋1558-3
許可番号	第2291号
有効期限	令和5年1月1日～令和10年12月31日

管理薬剤師	伊東 さやか
勤務する薬剤師 (担当業務)	山下 鉄也 (調剤・情報提供・販売・相談)
勤務する登録販売者 (担当業務)	
取り扱う 一般用医薬品の区分	要指導医薬品・第1類医薬品・指定第2類医薬品・第2類医薬品・第3類医薬品

当薬局勤務者の区分	区分	名札	着衣
	薬剤師	氏名及び「薬剤師」と記載	白衣
	登録販売者	氏名及び「登録販売者」と記載	色付きのジャケット
	その他の勤務者		医務衣

営業時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
	9:00～ 18:00	9:00～ 18:00	9:00～ 18:00	9:00～ 18:00	9:00～ 18:00	9:00～ 18:00	休

医薬品の購入または譲受の申し込みを受理する時間は上記営業時間とする。

営業時間外の相談対応時間	
相談時・緊急時の連絡先	096-202-5227 (営業時間外は携帯電話に転送)

要指導医薬品、一般用医薬品の販売方法について

分類	定義	陳列方法	情報提供	相談対応
要指導医薬品	その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分を含むもの	販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	薬剤師 が書面を用いて行 います	相談に応じて、適正使用のため必要な情報を提供します
一般用医薬品	第1類医薬品 その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害を生ずる恐れがある医薬品であって、その使用に関し特に注意が必要なものとして厚生労働大臣が指定するもの 新一般用医薬品として承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの	販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します		
	指定第2類医薬品	第2類医薬品のうち、特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定するもの	薬剤師 または 登録販売者 が情報提供に努め ます	
	第2類医薬品	その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害を生ずる恐れがある医薬品であって、その使用に関し特に注意が必要なものとして厚生労働大臣が指定するもの		
	第3類医薬品	第1類及び第2類以外の一般用医薬品		

● 指定第2類医薬品について

指定第2類医薬品は第2類医薬品の中でも特に注意が必要な成分を含んでいますので、購入するときには外箱等の禁忌や注意書きを確認し、薬剤師や登録販売者に使用について相談することをお勧めします。

● 個人情報の取り扱いについて

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせて頂くことがございます。個人情報は、個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用は致しません。

● 健康被害救済制度とは

医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用により、入院治療や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付金を行う制度です。詳しくは下記にお問い合わせください。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康救済制度相談窓口 0120-149-931 (月～金:9:00～17:00)

● 健康相談窓口

- **熊本県薬剤師会 096-274-5333**
- **熊本市保健所医療対策課 096-364-3186**

調剤管理料及び服薬管理指導料に関する事項

【調剤管理料】

- 服用薬剤の種類や服用経過などを記録した『薬剤服用歴の記録』を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用などの有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無を確認致します。

内服薬を調剤した場合	1剤につき (3剤まで)	7日分以下の場合	4点
		8日分以上14日分以下の場合	28点
		15日分以上28日分以下の場合	50点
		29日分以上の場合	60点
内服薬以外の場合			4点

【服薬管理指導料】

- 薬剤服用歴に基づき、処方された薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報を文書により提供し、薬剤の服用に関して基本的な説明を行います。
- その他、患者様の食生活や生活環境等の情報を記録し、薬の服用に際して不都合がないかを確認し、場合によっては処方医師に情報提供致します。
- ジェネリック医薬品使用促進のため、薬剤情報提供文書により、ジェネリック医薬品に関する情報（薬の有無や価格など）を提供致します。
- 残薬の状況について、患者様ごとに作成した薬剤服用歴の記録に基づき確認し、必要に応じて手帳に記載します。残薬が相当数認められると判断される場合には、処方医に対して連絡し、投与日数等の確認を行います。
- 調剤日、薬剤の名称、用法、用量、相互作用、その他服用に際して注意すべき事項を手帳に記載致します。
- 薬剤交付後の服薬状況、服薬期間中の体調変化等について、担当した薬剤師が必要だと判断した場合は、電話等で確認し、情報提供いたします。

3カ月以内に処方せんを持参された方	お薬手帳を持参された方	45点
	お薬手帳をお忘れの方	59点
3カ月以上処方せんを持参されていない方		59点
介護老人福祉施設等に入所されている方		45点
情報通信機器を用いて服薬指導を受けられた方	前回から3カ月以内	45点
	前回から3カ月以上	59点
かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合		59点

個別の調剤報酬の算定項目の分かる 明細書の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称等が記載されるものですので、その点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方（ご家族が代理で会計をされる場合も含まれます）は、お申し出ください。

個人情報に関する基本方針

【基本方針】

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

【具体的な取り組み】

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次に事項を実施します。

- 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
- 個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- 個人情報の適切な保管のために安全管理措置をし、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的を確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

【相談体制】

当薬局は、次の事項につきご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

個人情報取り扱い

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護に関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。

【個人情報の利用目的】

当薬局は、個人情報を下記の目的達成に必要な範囲で利用いたします。

- 当薬局における調剤サービスの提供
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）。
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- 病院、診療所などからの照会への回答
- 家族などへの薬に関する説明
- 医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社、弁護士への相談または届出など
- 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う薬剤師・医療事務等の教育・研修
- 外部監査機関への情報提供
- 学会・学術誌等への発表・報告（学会、研究会、学術誌等で発表・報告する場合、個人を特定できないように匿名化いたします。匿名化が困難な場合は、ご本人の同意を頂きます。）
- 上記以外に、個別に利用目的を明示した場合には、その利用目的の達成のため

【業務委託】

当薬局の業務の一部を外部に委託することがありますが、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するとともに、委託先に対しては必要かつ適切な監督を行い、契約等にて個人情報の保護水準を担保します。

【情報開示】

ご提供いただいた個人情報は下記に該当する場合を除き、第三者に開示することはありません。

- ご利用者様からの同意をいただきました時
- 当社との秘密保持契約を締結の業務委託先に必要な範囲で開示する場合

開 局 時 間

月～金 9:00～18:00

土・日・祝 定休日

時間外連絡先 096-202-5227

- 在宅患者訪問薬剤管理指導を行っております。
- ジェネリック医薬品の使用を積極的に推進しています。

夜間・休日等加算の対象時間

平日 19:00~閉局まで
休日の開局時 営業時間中
※12/29~1/3は休日扱い

営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算等の要件を満たす場合には、以下の時間外加算等を算定します。

- 時間外加算 18:00~22:00 6:00~8:00
- 深夜加算 22:00-6:00
- 休日加算 日曜日・祝日・年末年始（12月29日~翌年1月3日）

休日に要望に応じて臨時に開局した場合又は地域医療確保のため、輪番制により休日当番薬局として開局した場合は、休日加算を算定いたします。

施設基準に関するお知らせ①

当薬局は、以下の施設基準の届出を行い、当該加算を算定しています。

【調剤技術料】

調剤基本料 45点	後発医薬品調剤体制加算 30点
連携強化加算 5点	医療DX推進体制整備加算 10点

【薬学管理料】

かかりつけ薬剤師指導料	特定薬剤管理指導加算 2
在宅患者訪問薬剤管理指導料	

◆ ジェネリック医薬品の調剤について

当薬局では医療費を抑え、お薬代の負担が軽くなるジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。

◆ 医療DX推進体制整備加算について

当薬局では、「オンライン資格確認」・「電子処方箋」の対応ができる体制を整えています。

- オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤・服薬指導等を行う際に同意いただいた情報を閲覧し、活用しています。
- マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証利用）を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療DXに係る取組を実施しています。

施設基準に関するお知らせ②

◆ 連携強化加算について

当薬局は、災害や新興感染症発生時において、医薬品の提供施設として薬局機能を維持する体制を整備しています。

- 改正感染症法に基づく **第二種協定指定医療機関**として指定を受けています。
- **オンライン服薬指導**に対応しています。
- **要指導医薬品及び一般用医薬品**を取り扱っています。
- **感染症に係る検査キット**を取り扱っています。

◆ 在宅患者訪問薬剤管理指導について

在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服用の指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。ご希望される場合はお申し出ください。（担当医師の了解と指示等が必要となります）

介護保険サービス提供事業者について

当薬局は介護保険サービス提供事業者であり、当事業者の介護保険に関する取り扱いは以下の通りです。

1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

2. 営業日および営業時間

月曜～金曜：午前9時～午後6時 土曜日：午前9時～午後1時

休み：日曜日・祝日

緊急時は上記の限りではありません。

3. 利用料金

単一建物居住者が1人 518単位/回

単一建物居住者が2～9人 379単位/回

単一建物居住者が10人以上 342単位/回

情報通信機器を用いて行う場合 46単位/回

1単位 = 10円

所得に応じて1～3割

※ 麻薬薬剤管理の必要な方は、上記金額に100単位が加算されます。

※ 離島等に所在する事業所のサービスのご利用に関しては、上記金額の月の合計金額に15%が加算されます。

※ 中山間地域等に所在する小規模事業所のサービスのご利用に関しては、上記金額の月の合計金額に10%が加算されます。

※ 離島や中山間地域等に居住する方へのサービスのご利用に関しては、上記金額の月の合計金額に5%が加算されます。

熊本県知事指定介護保険事業所

番号 第4342840560号

指定居宅療養管理指導事業者 運営規定

(事業の目的)

第1条

1. 健軍本町薬局（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、健軍本町薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

1. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・ 保険薬局であること。
 - ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・ 麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・ 利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・ 居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

1. 従業者について
 - ・ 居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・ 従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・ 従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
 - ・ 常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、健軍本町薬局の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条

1. 薬剤師が行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
2. 通常、月曜日から金曜日の午前9：00～午後6：00、土曜日の午前9：00～午後1：00とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

指定居宅療養管理指導事業者 運営規定

(通常の実業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、熊本市の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・ 処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
 - ・ 薬剤服用歴の管理
 - ・ 薬剤等の居宅への配送
 - ・ 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・ 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・ 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・ 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ A D L、Q O L等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・ 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・ 麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・ 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・ 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・ 在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・ 在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・ その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. 健軍本町薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、健軍本町薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は 2023年 12月 1日より施行する。